

顧問の委嘱について

- ・宮本 篤 先生（日本医療大学 保健医療学部）

2006.5～2010.5 北病薬 会長（2期4年）

2018.5～2020.5 北病薬 会長（1期2年）

（定款細則第6条）

顧問は本会に特に顕著な功績のあった会長のうちから理事会の推せんと総会の同意を経て会長が委嘱し、その任期は終身とする。

- 2 顧問は会務を行わない。
- 3 顧問は無報酬とする